

平成 28 年 3 月 22 日

— 荘内銀行、東北経済産業局、山形県発明協会 —  
「山形県内における知財金融促進に係る連携協定」を締結

株式会社荘内銀行(本店 山形県鶴岡市、頭取 國井英夫)と東北経済産業局(局長 守本憲弘)及び一般社団法人山形県発明協会(会長 山本惣一)は、相互の連携を強化し、山形県内の中小企業等の知的財産活用促進及び知財金融の促進に資するため、平成 28 年 3 月 22 日に「山形県内における知財金融促進に係る連携協定」を締結しましたのでお知らせいたします。尚、知的財産に関する東北経済産業局と金融機関との連携協定は東北初となります。

東北経済産業局では、東北地域知財戦略本部事業において、「支援機関との連携促進」を一つの基本方針として、知的財産活用促進及び知的財産の資産価値評価に基づく融資等の活用に向けた金融機関との連携促進に向けての取り組みを行っております。

一方、当行では、特許庁の制度である「知財ビジネス評価書作成支援制度」を活用する等、事業性評価に基づく企業支援の一つの手段として、知的財産に着目した取り組みを進めております。

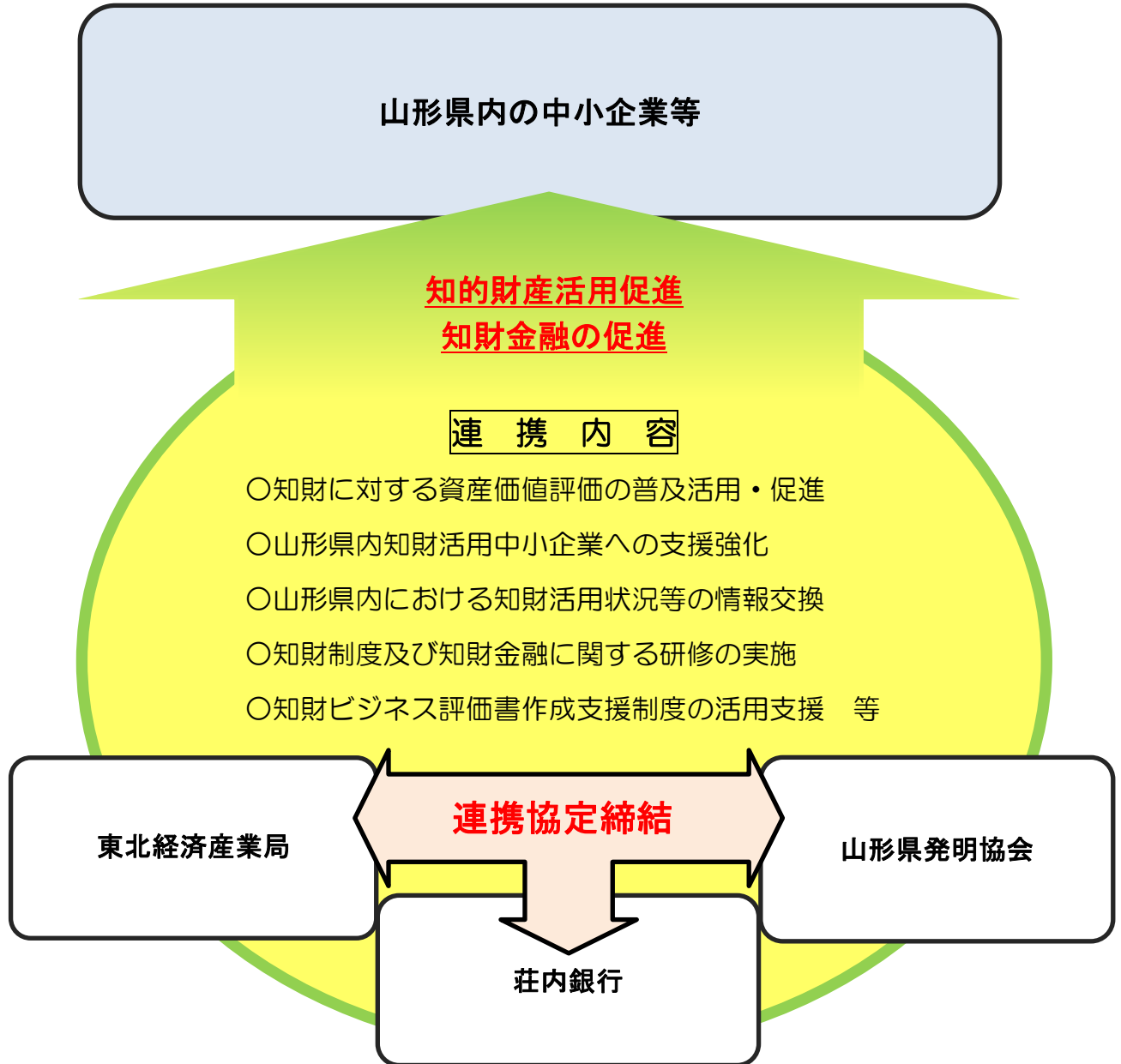
今回の連携協定は、3 者がそれぞれ有する人的・物的・知的資源を有効に活用することで、地域企業の抱える知財関連の課題に対して、これまで以上に具体的な支援を行うための態勢づくりに繋がるものであります。

当行は、本協定締結を契機として、法人担当者の知的財産に関する認識の向上、ひいてはお取引先の課題解決に向けた支援機能の更なる拡充に取り組んでまいります。

※具体的な連携の内容

- ・当行……………山形県内における知的財産に対する資産価値評価の普及・活用促進  
行員に対する知的財産及び知財金融に関する研修の実施
- ・東北経済産業局…当行行員に対する知財制度及び知財金融に関する研修の支援  
山形県内中小企業への知財ビジネス評価書作成支援制度の活用支援
- ・山形県発明協会…当行と連携した山形県内知財活用中小企業への支援強化  
当行への山形県内における知財活用状況等の情報提供

## ○連携協定のイメージ



本件に関するお問い合わせ先 ふるさと振興部 佐藤 TEL : 023-626-9019